平成28年3月17日 告示第76号

(趣旨)

第1条 この要綱は、少子化の要因の一つである未婚化及び晩婚化に対する取組として、 市内で自主的かつ自発的に行う組織的な公益の増進に寄与する活動(以下「公益活動」 という。)を通じて、結婚を希望する独身の男女のための出会いの場を創出し、もって 結婚の促進を図るための事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付することに関 して、高崎市補助金等交付規則(昭和39年高崎市規則第46号。以下「規則」とい う。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

- 第2条 補助金の交付の対象となる公益活動(以下「補助事業」という。)は、次の各号のいずれかに該当し、かつ結婚を希望する独身の男女の交流や出会いの機会を提供する事業とする。
- (1) 環境保全、環境美化等に係る事業
- (2) 高齢者、障害者、子ども等の支援に係る事業
- (3) 地域の歴史や文化の伝承、芸術の振興等の地域の魅力の向上に資する事業
- (4) 前各号に掲げるもののほか、住民の福祉の向上及び活力ある地域社会づくりに資するとともに、独身の男女の出会いと交流の促進につながるものとして市長が認める 事業
- 2 前項に規定する補助事業は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。
- (1) 20歳以上の独身の男女が参加するものであること。
- (2) 参加者の総数が20人以上のものであること。
- (3) 参加者の男女の比率に著しい差異が生じないものであること
- (4) 参加者の半数以上が市内に居住し、又は勤務するものであること。
- (5) 市長が特に認めた場合を除き、実施場所が市内であること。
- 3 前2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。
- (1) 宗教活動、政治活動又は選挙運動を目的とするもの

- (2) 主たる目的が営利事業と認められるもの
- (3) 公序良俗に反する、又は社会通念上適当でないと認められるもの
- (4) 他の制度による補助金等の交付が決定されたもの
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金を交付することにつき、不適当と認めるもの

## (補助対象者)

- 第3条 補助金の交付を受けることのできる者(以下「補助対象者」という。)は、補助 事業を実施する法人又は団体で、市内に事務所等の拠点を有し、かつ、公益活動につい ての実績を有するものとする。ただし、次の各号に掲げるものを除く。
- (1) 宗教活動、政治活動、選挙活動その他これらに類する活動を目的とするもの
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められる事業を行うもの
- (3) 高崎市暴力団排除条例(平成24年高崎市条例第72号)第2条第1号に規定する 暴力団、同条第2号に規定する暴力団員又は同条第3号に規定する暴力団員等と密接 な関係にあるもの
- (4) この要綱による補助金の交付申請時において、納期限が到来している市税又は市が 徴収する料金に未納があるもの

## (補助対象経費)

- 第4条 補助金の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、次の各号に掲げるものとする。
- (1) 講師、司会者等への謝金
- (2) 施設使用料及び借上料
- (3) バス借上料等の移動手段に係る経費(ただし、参加者の交通費については、対象としない。)
- (4) 参加者の飲食に係る経費(会場については市内に限る。また、市長が特に認めた場合を除き、補助対象経費の2分の1以内とする。)
- (5) 広告宣伝費
- (6) 郵便料金
- (7) 資料等の印刷製本費

- (8) 燃料費
- (9) 損害保険料
- (10)事務に係る経費(ただし、人件費、備品購入費等、補助対象者の経常的な活動及 び運営に係る経費については対象としない。)

(補助金の交付額等)

第5条 補助金は、補助対象経費の10分の10とし、一つの事業につき原則として10万円を限度とする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数は切り捨てるものとする。

## (審査委員会)

- 第6条 市長は、補助金の交付について審査するため、たかさき縁結び応援団補助金審査 委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。
- 2 審査委員会は、委員3人をもって組織し、市長がこれを委嘱する。
- 3 委員の任期は3年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補助金の交付申請)

- 第7条 補助金の交付を受けようとする者は、たかさき縁結び応援団補助金交付申請書 (様式第1号)に、市長が必要と認める書類を添付して、市長に提出するものとする。 (交付決定)
- 第8条 市長は、前条の申請を受理したときは、審査委員会に補助金交付の可否及び補助 金の額についての審査を依頼する。
- 2 市長は、審査委員会の審査に基づき、補助金交付の決定の可否及び補助金の額を決定 する。
- 3 市長は、前項に規定する決定をしたときは、補助金の交付申請を行った者に対し、そ の旨をたかさき縁結び応援団補助金交付決定通知書(様式第2号)により通知する。
- 4 市長は、補助金の交付の目的を達成するために、必要な条件を付すことができる。 (実績報告)
- 第9条 補助金の交付決定を受けた者は、事業の完了後1月以内に、たかさき縁結び応援 団補助金実績報告書(様式第3号)に、次の各号に掲げる書類を添付して、市長に報告 しなければならない。

- (1) 事業実施時の記録写真
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、これを審査し、補助金を交付するものとする。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この告示は、平成28年4月20日から施行する。

附則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。